

パブリックコメント手続の実施について

1. 案件名

南相馬市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（素案）

2. 案の公表と意見の提出期間

令和7年8月1日（金）～令和7年8月20日（水）

3. 案の公表場所

こども育成課（東庁舎2階）、市民課総合案内窓口、小高区役所市民総合サービス課、鹿島区役所市民総合サービス課、各生涯学習センター（小高・鹿島・原町・太田・大甕・高平・石神・ひがし・ひばり）、市民情報交流センター、各市立幼稚園・保育園・認定こども園、市ホームページ

4. 意見の提出方法

意見提出の書式は自由です。

住所、氏名、電話番号を明記のうえ、こども育成課へ持参するか郵送またはファクス、電子メールなどで提出してください。

（法人又は団体の場合は、名称・所在地及び代表者を明記してください。）

5. 提出された意見の取り扱い等結果の公表予定日

令和7年9月頃を予定しています。

6. 意見の提出・問合せ先

こども未来部こども育成課

〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目 27 番地

電話：0244-24-5242

ファクス：0244-24-5314

メール：kodomoiikusei@city.minamisoma.lg.jp